

## 決議第8号

### 閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和7年12月19日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

### 記

次のとおり議員を派遣する。

#### 1. 茨城県行方市議会 行政視察受入れ

- (1) 目的：行政視察受入れ
- (2) 日時：令和8年1月27日(火)
- (3) 場所：南風原町役場
- (4) 派遣議員：議長、議会活性化調査特別委員会委員

#### 2. 広島県廿日市市議会 行政視察受入れ

- (1) 目的：行政視察受入れ
- (2) 日時：令和8年2月5日(木)
- (3) 場所：南風原町役場
- (4) 派遣議員：議長

#### 3. 町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 目的：町村議会議員・事務局職員研修会へ参加
- (2) 派遣場所：南風原町立中央公民館
- (3) 期間：令和8年2月26日(木)
- (4) 派遣議員：議員全員

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。